

産業廃棄物処分業許可証



住所 広島県呉市郷原町2527番地の391
氏名 環境保全 株式会社
代表取締役 沖山 勇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

呉市長 新原 芳明



許可の年月日 令和4年7月4日
許可の有効年月日 令和11年7月3日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理(脱水・乾燥・造粒固化)

産業廃棄物の種類

- 【脱水】汚泥(水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等, 判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 【乾燥】汚泥(水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等, 判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 【造粒固化】汚泥(無機性のものに限る。)及び鉍さい(これらのうち水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等, 判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 汚泥の脱水施設(移動式)
 - ・設置場所 呉市内
 - ・処理能力 7 m³/時
 - ・許可年月日及び許可番号 昭和62年10月12日届出
- (2) 汚泥の脱水施設(移動式)
 - ・設置場所 呉市内
 - ・処理能力 450 m³/日(9時間)
 - ・許可年月日及び許可番号 平成19年4月3日許可 呉2051072号
- (3) 汚泥の乾燥施設(移動式)
 - ・設置場所 呉市内
 - ・処理能力 120 m³/日(24時間)
 - ・許可年月日及び許可番号 平成7年9月8日許可 呉生環指令5-5
- (4) 造粒固化施設(移動式)
 - ・設置場所 呉市内
 - ・処理能力 1,200 m³/日(8時間)
 - ・許可年月日及び許可番号 令和3年7月20日届出

3. 許可の条件

- ・処分を行う場所で, 施設の設置にあたり関係法令に基づく許可若しくは届出が必要な場合は, 必要な手続を行い, 施設の稼働はそれらが完了した後に行うこと。
- ・処分を行う場所へ施設を移動する10日前までに, 処分を行う場所での施設の設置状況及び維持管理方法を記載した書類を提出すること。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年6月27日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有